

企画競争実施の公示

令和6年7月9日

九州運輸局 観光部長
進藤 昭洋

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名

DMOにおける持続可能な観光地経営のための課題分析等支援事業

(2) 業務内容

地域の「稼ぐ力」を引き出しインバウンド誘客促進の司令塔としての役割を担う観光地域づくり法人のうち、「持続可能な観光地経営」をテーマに課題の分析・調査・解決方法の検証等を行うモデルDMO（一般社団法人平戸観光協会及び株式会社島原観光ビューロー）に対し、総合的な企画・検証・伴走支援を行う。

また、株式会社SMO南小国が「持続可能な観光地域づくり財源（入湯税等）」に関する課題分析・検証を行うにあたり、専門家派遣等を通じて伴走支援を行う。

I. 一般社団法人平戸観光協会への企画・検証・伴走支援

- (i) グリーン・デスティネーションズが定める基準に基づく現状把握調査
- (ii) 先行事例調査
- (iii) 持続可能な観光地形成に向けた技術・法令等の調査
- (iv) 地域関係者及び観光客を対象としたアンケート調査
- (v) 専門家等招聘
- (vi) 検討委員会及びワークショップ等の開催、「西の都フィランド再構築プラン」策定

II. 株式会社島原観光ビューローへの企画・検証・伴走支援

- (i) 域内ステークホルダーを巻き込んだ戦略の策定
- (ii) インバウンド受入可能な体制づくり
- (iii) 持続可能な滞在型旅行商品の磨き上げ

III. 株式会社SMO南小国への専門家派遣等支援

(3) 履行期限 令和7年3月21日(金)

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供」において九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること(但し、地方自治体を除く)
- (3) 九州運輸局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的経営を支配する者、又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 手続き等

(1) 担当部局

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号
国土交通省 九州運輸局 観光部 観光地域振興課
電話 092-472-2920
メールアドレス qst-kanchi@ki.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和6年7月9日(火)から令和6年8月21日(水)17時00分まで
電子メールのみでの交付とする。
説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 企画書の提出期限、場所及び方法

令和6年8月21日(水)17時00分
提出先は(1)に同じ。
原則として電子メールにより電子ファイル(PDF形式)にて提出すること。

(4) 説明会の日時及び場所

本事業に関する企画競争説明会は実施しない。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

本事業に関するヒアリングは実施しない。
ただし、必要に応じて実施する場合がある。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）における、行政機関が取得した文書として開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。

- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) その他の詳細は説明書による。